

組合活性化情報

中小企業しさが9

2021

No.642

中央会つうしん

- ▶バーチャルオンリー型組合総会／理事会の開催が可能になりました
- ▶新型コロナウイルス感染症に関する支援施策情報
- ▶地域産業ブランド力向上セミナー
- ▶令和3年度 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰 女性のチャレンジ賞 伝達式
- ▶諸制度改正に伴う専門家派遣等事業
- ▶地域デザイン創造研究会
- ▶ものづくり支援室だより
- ▶中央会事務局だより

Cover

北比良峠から見る琵琶湖
【大津市】



ネットワークで中小企業をサポート

滋賀県中小企業団体中央会 発行

<https://www.chuokai-shiga.or.jp/>

バーチャルオンリー型 組合総会／理事会の開催が可能になりました

新型コロナウイルスの感染リスクを低減させるため、事業協同組合等の運営においてバーチャルオンリー型組合総会及び理事会が開催できるよう、令和3年5月14日に関係省令の改正が行われました。

今回の改正により、事業協同組合等では中小企業に先駆けてバーチャルオンリー型総会が実施可能となりましたが、そのためには定款の変更申請・認可が必要となります。なお、今回の制度改正は、従来の運営方式に新たな選択肢が追加されたものであって、必ずしも全ての組合が対応しなければならないものではありません。今回の特集では、組合総会の開催形態別の特徴を示すとともに、経済産業省が公表している「バーチャル組合総会/理事会開催に関する実務指針」の概要について紹介します。

(組合総会の開催形態別の比較)

	リアル型	ハイブリッド型	バーチャルオンリー型
概 要	物理的な「場所」において会議体としての総会を開催する形態	物理的な「場所」において会議体としての総会を開催しつつ、議場外から電子的なアクセスによる意思表示を認める開催形態	物理的な「場所」を伴う会議体を設けることなく、電子的なアクセスでのみ意思表示の表明を行う開催形態 *今回の改正により実施可能になりました
イメージ			
	リアル出席のみ (バーチャル出席なし)	リアル出席+バーチャル出席	バーチャル出席のみ

バーチャル組合総会／理事会開催に関する実務指針

本指針は、バーチャル組合総会及び理事会の開催にあたり、法解釈や実務上の留意事項等を示すものです。経済産業省のHPで詳細をご覧ください。

バーチャル組合総会 改正

検索

スマホの方はこちら→



概要は次のとおりです。

1. 基本的な考え方

- ・情報伝達の「双方向性」と「即時性」の確保が求められます。
- ・バーチャルオンリー型組合総会においては、インターネット等の手段を用いて出席することが困難な組合員に対する配慮が必要です。

2. 法的・実務的論点の整理

①本人確認の方法

- ・組合員毎に個別ID・パスワード等を付与します。
- ・共有のID・パスワードを付与する場合は、目視等による本人確認を行います。

②議決権の行使

バーチャルオンリー型組合総会においては、インターネット等による出席が困難な組合員に配慮し、定款の書面による議決権行使の規定が求められます。

③質問・緊急議案

- ・質問に対する合理的な制限は許容されます。
- ・緊急議案の提案については、ハイブリッド型バーチャル組合総会においては、リアル出席組合員に限るなどの工夫が考えられます。

④役員選挙

バーチャル組合総会においても役員選挙可能です。ただし、選挙人以外の第三者が投票内容を確認できないようにするなどの要件を満たす必要があります。

⑤招集通知

招集通知に、ID・パスワード、議決権行使の方法、バーチャル出席組合員に対する合理的な制限内容等も記載しなければなりません。

⑥通信障害

合理的な予防策を取り、通信障害のリスクを事前に告知することが重要です。また、通信障害の有無を客観的に記録しておくために、バーチャル組合総会の様子を録音・録画するなどの工夫も必要です。

⑦定款の変更

多くの組合は、定款に「場所」に関する規定を置いているため、バーチャルオンリー型組合総会を開催するには、下記のとおり定款変更が必要です。(理事会開催についても基本的に同様)

事業協同組合の定款変更例

新	旧
(総会招集の手続) 第〇条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所(当該総会の場所を定める場合に限り、当該場所に存しない組合員が当該総会に出席する方法を含む。)又は開催の方法(当該総会の場所を定めない場合に限り、組合員が当該総会に出席するために必要な事項を含む。)に記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 2～7 (略)	(総会の招集手続) 第〇条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。 2～7 (略)
(総会の議事録) 第〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) (略) (2) 開催日時及び場所(総会の場所を定めた場合に限り、又は開催の方法(総会の場所を定めなかった場合に限り、)に限り、) (3)～(11) (略) *理事会の議長及び議事録についても同様	(総会の議事録) 第〇条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。 2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。 (1) (略) (2) 開催日時及び場所 (3)～(11) (略)

新しい総会制度については、全国中小企業団体中央会のHPで導入ガイドをダウンロードしていただけます。

新しい総会制度 発行

検索

スマホの方はこちら→



新型コロナウイルス感染症特集



新型コロナウイルス感染症に関する支援施策情報

滋賀県広域ワクチン接種センターでのワクチン早期接種について

滋賀県が開設している広域ワクチン接種センターでは、8月21日より接種対象者が一般まで拡大されました。

1. 県広域ワクチン接種センターで接種ができる方は次の全てを満たす方です

- ・ 滋賀県内在住で県内市町が発行したワクチン接種券をお持ちの方または滋賀県内に通勤・通学されている方
- ・ 今回が1回目のワクチン接種である方(2回目も同じ会場で接種となります)
- ・ 16歳以上の方

2. 広域ワクチン接種センター会場は県南部および北部に各1箇所です

- ・ 南部会場: Oh! Me大津テラス3階(大津市打出浜14-30)
※Oh! Me大津テラス併設の駐車場はご利用できません。
- ・ 北部会場: 滋賀県立大学体育館(彦根市八坂町2500)



3. 接種会場に来場される際は次のものをご持参ください

★必ず必要なもの

- ・ 予診票(太枠部分は事前にご記入ください。)
- ・ 接種券
- ・ 本人確認書類

★県内に通勤通学されている方および県内事業所の関係者の方に持参いただきたいもの

- ・ 職員証または社員証(勤務施設が分かるもの※)、学生証

4. 予約について

予約はネットから受け付けています。

スマホの方はこちら→

滋賀県ワクチン広域予約

検索



5. 予約についての問い合わせ先

予約システムの利用方法、予約のキャンセル等についてコールセンターが設置されています。ご不明な点があれば、こちらにお問い合わせください。

【名称】 滋賀県広域ワクチン接種予約コールセンター

【設置期間】 令和3年7月12日から令和3年12月24日まで

【受付時間】 毎日 午前9時から午後5時まで(土日・祝日含む)

【電話番号】 050-3612-4542

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民・事業者のみならずへ

滋賀県では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた県民や事業者の相談に対応する相談窓口を開設しています。行政書士がご相談をお聞きしながら、国・県・市町の各種補助金、給付金など、さまざまな支援策をご案内します。

- 電話相談では、相談内容を踏まえ、必要に応じて訪問支援の調整を行います。
- 支援等の申請手続きの具体的な方法や必要書類・問い合わせ先をアドバイスしますが、書類の作成や申請等の代行を行うものではありません。

●お問い合わせ先 新型コロナのお悩み相談窓口

【利用時間】 平日 午前9時から午後5時まで(土日・祝日を除く)

【電話番号】 077-525-5670

スマホの方はこちら→

滋賀県コロナワンストップ

検索



地域産業ブランド力向上セミナー 開催

中央会では、9月3日(金)、県内の地場産業等組合を対象に「地場産業ブランド力向上セミナー」をオンラインで開催しました。本セミナーは、地場産業等組合を対象とした補助金申請において、各産地組合が今後の目標や中期ビジョンを描いた将来構想を明確化し、その実現に向けたより効果的な事業計画提示に繋がるよう実施したものです。

セミナーでは、地場産業組合向け補助金の審査員を務められた小川宗彦 氏を講師にお迎えし、長期化する新型コロナウイルスの収束後を見据え、業界として将来の構想（目標）を定め、これを達成するための取組みとしての事業計画の立案について、組合が持つ強みから検討する手法などを紹介いただきました。また、目標達成のために必要なロードマップ策定についてもその手法の説明が行われ、実際にワークショップなども実施されるなど、今後の組合運営方針決定の一助となるセミナーとなりました。



オンライン配信の様子



講師 小川宗彦 氏

令和3年度 男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰

女性のチャレンジ賞 伝達式



表彰伝達式の様子

男女共同参画社会づくりに関する内閣府の表彰について、令和3年度は、滋賀県から「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」を株式会社永楽屋 代表取締役 宮川富子 氏（滋賀県中小企業団体中央会 副会長／しが中小企業女性中央会 会長）が、ご受賞されました。本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により内閣府における表彰式が中止となったため、8月24日(火)大津市・滋賀県公館ゲストルームにおいて三日月知事より表彰



滋賀県中小企業団体中央会 副会長／しが中小企業女性中央会 会長 宮川富子 氏(中央)

状等の伝達式が行われました。

この表彰は、多年にわたり男女共同参画社会に向けた気運の醸成等に功績のあった者や、各分野において実践的な活動を積み重ね、男女共同参画の推進に貢献した者などを内閣総理大臣が表彰するもので、宮川氏は中小企業の女性経営者や女性起業家の活躍に向けて幅広く貢献され、滋賀県の経済界における男女共同参画の推進に寄与したことが評価されました。

諸制度改正に伴う専門家派遣等事業

滋賀県板金工業組合 消費税インボイス制度研修会 開催

中央会では、令和3年度 諸制度改正に伴う専門家派遣等事業の一環として、滋賀県板金工業組合を対象に専門家派遣を行い、消費税インボイス制度に関する研修会を9月1日(水)、大津市・板金工業組合事務所にてオンラインで開催しました。

令和5年10月1日から導入される予定の消費税のインボイス制度は、正式名称を「適格請求書等保存方式」と言い、課税事業者である買い手は、「適格請求書（インボイス）等」を保存しないと仕入れ税額控除ができなくなります。「適格請求書等」は「適格請求書発行事業者」のみに発行が限られるため、売り手は登録申請をして「適格請求書発行事業者」になる必要があります。

今回の研修会は、元請け事業者から組合員が今後、「適格請求書等」の発行を求められることが予想されるため、制度の概要や「適格請求書発行事業者」になるための登録方法、免税事業者の対応等について理解を深めることを目的に、税理士 山本善通 氏を講師にお招きして実施されました。

研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、非常事態宣言中の開催となりましたが、組合は、当会が令和2年度に実施した地域経済活性化事業補助金を活用し、組合活動のオンライン化を見据えてハンディカメラ、ワイヤレスマイク、その他必要機材に対する設備投資に取り組まれており、現在は理事会等の開催もすべてオンラインで実施されているだけでなく、今回の研修会も組合自身が運営されました。組合では、実際に消費税のインボイス制度が導入される前に再度、詳細について理解を深めるための研修を行う予定です。

消費税インボイス制度の導入に関わらず、組合で研修会等を開催するための専門家派遣をご希望される場合は、お気軽に中央会までご相談ください。



オンライン配信のための機材



理事長 山極義廣 氏



講師 山本善通 氏



研修資料



配信の様子

地場産業組合等指導支援事業 地域デザイン創造研究会 開催

中央会では、8月25日(水)甲賀市・滋賀県産業技術振興センターにおいて、滋賀県製薬工業協同組合（理事長 大北正人 氏）を対象に、地場産業組合等指導支援事業 地域デザイン創造研究会を開催いたしました。

今回の取り組みは、地場産業のひとつである「滋賀のくすり」について、多角的な意見を取り入れつつ、ブランドの確立を推進させ、「滋賀の製薬業」の販路拡大確保に繋げることを目的に実施したものです。

研究会は、滋賀県製薬工業協同組合の組合執行部と事務局、中小企業診断士 横倉幸司 氏、中央会が参画し実施しており、横倉診断士より、ブランドの考え方とブランド戦略の紹介をいただいたのち、ブランド力を高めていくためにアプローチする顧客層や、「滋賀のくすり」が顧客へ約束するものについて活発な意見交換が行われました。今後についても、「滋賀のくすり」のブランド確立に向け継続的な研究会を実施する予定です。



研究会の様子



中小企業診断士 横倉幸司 氏

ものづくり支援室だより 第14回

ものづくり補助金 8次締切分の公募について

現在継続して公募中の「令和元年度補正・令和二年度補正ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」ですが、現在8次締切の公募にかかる電子申請を『補助金申請システム jGrants』にて受け付けているところでございます。

【8次締切分 公募スケジュール】

電子申請開始日：令和3年9月1日(水) 17時～

申請締切日：令和3年11月11日(木) 17時まで

あわせて、当該公募における変更点等について、以下ご確認をお願いいたします。

●補助対象者および減点項目の変更

- ・過去3年間に、既に2回以上類似の補助金の交付決定を受けた事業者を補助対象外とする。（公募要領P4参照）
- ・過去3年間に、類似の補助金*の交付決定を1回受けている場合は減点とする。（公募要領

P23参照）

- 「パートナーシップ構築宣言」を行っている事業者を加点項目の対象とする。（公募要領P23参照）
 - 重複案件における親会社・子会社・孫会社の考え方を変更する。（公募要領P10参照）
- ※公募要領等については、状況にあわせて変更される場合がございます。応募の際は、常に最新の公募要領をご確認ください。

ご不明な点がございましたら、下記「ものづくり補助金事務局サポートセンター」（メール対応）もしくは、当会ものづくり支援室までお問い合わせください。

ものづくり補助金事務局サポートセンター

E-mail: monohojou@pasona.co.jp

○お問合せ○

滋賀県中小企業団体中央会 ものづくり支援室

TEL:077-510-0890

受付時間／9:00～17:00（土日祝日を除く）

◆ 中央会事務局だより ◆

【振興課 奥村主査】

いつもお世話になっております。中央会振興課の奥村です。

昨年度は、この冊子「中小企業しが」の制作を担当しており、記事取材のご協力を頂きました組合の皆様ありがとうございました。

今年は他の業務を担当しており、その一つが「地域経済活性化事業補助金」です。

地域経済活性化事業補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている滋賀県内の組合に対し、事業者を応援し、地域における消費喚起等の事業に要する経費を支援することにより、組合を通じて事業者および地域経済の活性化に促進することを目的として実施します。

4月に実施した1次募集では多くの組合様から申請いただきありがとうございました。予想をはるかに上回る申請をいただき、減額および採択

できなかった組合様は大変申し訳ございませんでした。

今回、追加予算を確保し8月から2次募集を行っています。9月24日の締め切り後、審査会を経て交付決定通知をさせていただきます。急いで手続きを致しますので、申請いただきました組合様は今しばらくお待ちください。

また、すでに採択済の組合様で、新型コロナウイルス感染症の影響で事業実施が困難になったり、変更する場合はあらかじめご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、事業の締め切りは来年1月31日までとなっておりますが、すでに事業が完了した組合様は実績報告書のご提出をよろしくお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら遠慮なくご相談ください。

次第に朝夕は涼しさを感じるようになりました。皆様体調には気を付けてお過ごしください。

【指導課 堀田主査】

指導課の堀田と申します。早いもので中央会へ入職して8年の月日が過ぎ、今年度で9年目を迎えます。その間、会員組合の皆様をはじめ関係各位の皆様、様々な業界・業種のことをご教授いただくとともに、担当事業に推進にご協力いただきましたこと大変感謝しております。今年度は、組合管理運営に関する相談業務はもちろん、滋賀の名品ショッピングサイト運営、地場産業組合等間接支援業務、外国人技能実習制度適正化事業等の担当をしております。

新型コロナ禍が長期化の様相を見せており、コロナ禍であることを踏まえたうえでの組合運営が求められている中で、バーチャル技術を活用した総会・理事会の運営や押印の一部廃止に関する組合法の整備も進んでいます。組合法・定款をはじめとした一定の運営ルールがあるなかで、会員組合様の円滑な組合運営に少しでも役に立てるよう日々勉強をしていますので、組合運営管理に関するご質問等があれば、気軽にご相談ください。

また、担当しています滋賀の名品ショッピング

サイトにおきましては、現在送料ショッピングサイト負担、お客様送料無料キャンペーンを行っています。加えて、滋賀の名品ショッピングサイトと併設で運営を行う「ここ滋賀」ショッピングサイトのYahoo!店におきましては、10月1日より滋賀県の主催で開催される「滋賀県ご当地モール」に参画する予定をしています。「ここ滋賀」ショッピングサイトYahoo!店に掲載される商品が30%OFFでお買い求めいただける大変お得なキャンペーンとなりますので、この機会にぜひご利用いただけますようお願い申し上げます。



景況

中小企業団体情報連絡員報告より

レポート

令和3年 7月分

前年同月比 のDI値	県内			全国		
	全体	製造業	非製造業	全体	製造業	非製造業
業界の景況	 -41.2	 -46.7	 -36.8	 -28.5	 -20.8	 -34.2
売上高	 -11.8	 -20.0	 -5.3	 -10.6	 -2.6	 -16.5
収益状況	 -32.4	 -33.3	 -31.6	 -27.4	 -21.7	 -31.7

※DI(Diffusion Index)値とは、景気の動きをとらえるための指標です。(−100≤DI値≤100)

DIの計算方法…増加・好転と答えた企業の割合−減少・悪化と答えた企業の割合

【例：調査数「20」のうち好転が「4」、不変が「6」、悪化が「10」とした場合… $(4-10)/20 \times 100 = -30$ 】

DI値が  =30以上  =10以上30未満  =−10以上10未満  =−30以上−10未満  =−30未満

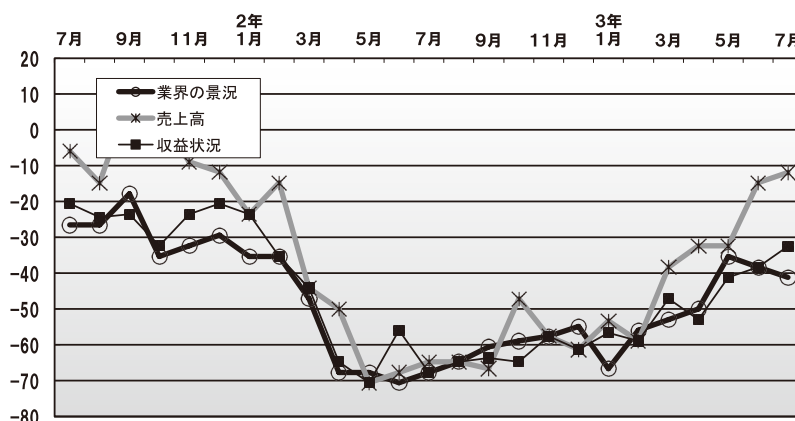
(滋賀県内の景況DI値につきましては、県内34名の情報連絡員からの回答に基づき掲載しています。)

県内の 景況推移

小売・運輸・繊維業では売上高改善の動きが見られる。しかし、多くの業界では新型コロナウイルスの影響により客足が鈍化しており、業界の景況は6月に引き続き下がっている。



前年同月と比較した滋賀県内のDI値の推移

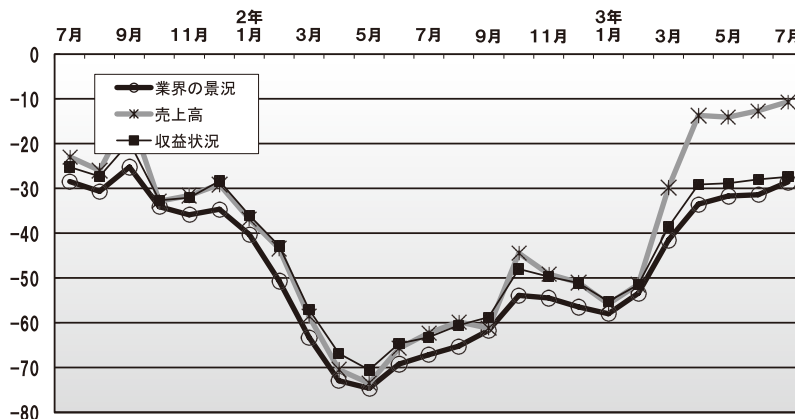


全国の 景況推移

一部の製造業で改善の傾向が顕著であったが、半導体などの原材料不足により停滞、気候変動や新型コロナウイルス変異株の影響により景気の足踏み状態が続いている。



前年同月と比較した全国平均のDI値の推移





税理士 山本 善通 氏

Question

消費税インボイス制度 II

当組合は、共同購買事業を行っておりますが、免税事業者です。令和5年10月1日から実施されるインボイス制度における経過措置と組合員が課税事業者の場合の経理方法について教えてください。

Answer

【概要】

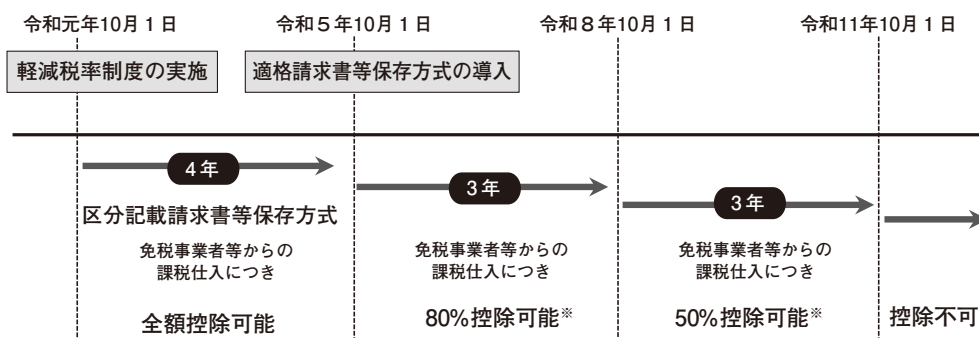
適格請求書等保存方式（インボイス制度）では、免税事業者等から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。（新消法30①）

また、取引相手が課税事業者か免税事業者か不明な場合もあります。

〈経過措置について〉

そこで、「適格請求書等保存方式」の導入から6年間は、激変緩和の趣旨から免税事業者等からの課税仕入であっても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額とみなして控除できる次のような経過措置が設けられています。

◎経過措置を適用できる期間



※この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と、この経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入である旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

〈経理方法について〉

インボイス制度導入後（令和11年10月1日以降）は、税務上は適格請求書発行事業者以外の者（消費者、免税事業者又は登録を受けていない課税事業者）からの課税仕入れについて仮払消費税等の額はないこととなるため、仮に法人の会計において仮払消費税等の額として経理した金額がある場合には、その金額を取引の対価の額に算入して法人税の所得金額の計算を行うことになります（新経理通達14の2）。

たとえば、事例のように税抜経理方式で免税事業者から2,000千円を仕入れ、期末において1,000千円が残った場合は、下記の処理になります。

【仕入時】	（借方）	仕入	2,000,000	（貸方）	現金	2,200,000
		仮払消費税等	200,000			
【決算時】	（借方）	商品	1,000,000	（貸方）	仕入	1,000,000
		雑損失	200,000		仮払消費税等	200,000

※期中に販売した商品に係る部分の金額は、売上原価として当該事業年度の損金の額に算入されますので、在庫分については、法人税申告書において「雑損失の過大計上」として100,000円を加算（留保）することになりますので留意してください。



明治大学政治経済学 教授
森下 正氏

組合 活性化アドバイス

地域の優位性を生み出す組合の可能性

地域の優位性とは、ある地域の産業の成長や発展過程を他地域とは異なるものとする要素、いわゆる産業風土のことである。この産業風土には、地域の自然的、歴史的、社会的な地域資源に加え、地域の企業や住民が有する技や技術、気質や慣習、行動特質、ヒューマンネットワークなどがある。この産業風土によって生みだされる地域の優位性によって、ある地域の企業が他地域の企業との競争において、重要な差別化要因を享受することが可能となる。したがって、仮に同じ製品やサービスを提供する企業や企業集団であっても、地域が異なると産業風土が異なることから、必ずしも同じ成果を生むとは限らない。

事実、2020年春から続く新型コロナウイルス感染症の影響下で、トヨタだけが黒字を計上できた唯一の自動車メーカーであった。また、21年上半期、日本の各自動車メーカーは対前年度で増収増益となったが、トヨタはコロナ前の同時期の水準を超え、しかも半導体不足にも対応して過去最高を記録した。この強さの秘訣は、トヨタ本社のある豊田市が有する地域の優位性に求めることができる。

企業城下町である豊田市内の工場は98%が中小工場であり、しかも下請企業による工業団地組合もある。トヨタを頂点とする下請構造は、他の企業城下町よりも結束力が強固でありながら、競争原理に基づく連携関係の中にある。そして、常に発明レベルのカイゼンを垂直統合による上下の企業間で協働し、コスト、品質、納期、提案、設計・開発などの力を強化してきた。つまり、トヨタだけではなく、下請も含めて、適度な競争と徹底した共創をくり返している。このトヨタ生産方式の考え方とその実践が、豊田市内では産業風土として企業に広く定着している。これが強さの秘訣なのである。また、三河の人は堅実で借金をしないので、あの有名な「名古屋の嫁入り」ができるといわれるが、この住民気質は、企業にも当てはまることから、豊田市内には優良企業が多い。

実は、こうした地域の優位性を発揮した事業展開は、何も大企業を頂点とした地域ばかりではない。金属洋食器や金属ハウスウェアの産地である新潟県燕市、利器工匠具の新潟県三条市では、現在も、それぞれに産地組合がある。また、両産地の歴史は、江戸時代にまでさかのぼることができる。それは、和釘の生産であった。当時、毎年のように繰り返される信濃川の氾濫で生活に困窮していた地域に、時の範士が江戸から和釘職人を招いて、農家の閑散期の手内職として始めたのが産地形成のきっかけであった。その後、燕は煙管や矢立、鋤起銅器の生産へと展開する一方、三条は鎌や鍬といった農具の生産へと進化する。つまり、燕

は薄い金属の加工技術を蓄積していく過程で、洋食器やハウスウェアへと拡張する。三条は金属の塊を熱して鍛える、いわゆる鍛冶の技術を蓄積していくことで、作業工具へと発展してきた。こうした歴史的な技術の蓄積が地域の優位性として機能することで、今日の燕や三条のモノづくりを支えている。しかも、産地の歴史は、生産する品目の転換に次ぐ転換の積み重ねと、金属加工技術の多様化と進化の歴史であった。この地域固有の歴史的経験も地域の優位性を生み出す源泉となっている。

以上のように個々の地域の産業には、必ず地域の優位性がある。しかし、地域の優位性が何らかの理由で喪失されてしまった地域、あるいは企業城下町や産地ではなく、一見すると地域資源に乏しい地域であっても、新たに地域の優位性を構築していくことができる。その方法は、地域の隠れた資源を再発見する、あるいは地域の課題を再確認した上で、自分たちの良さや長所、想いや願いを明確にして、新たな事業を創造していくのである。

例えば、栃木県の企業組合Tは、障害者や高齢者など、就労困難な人たちの働く場の確保を目的として1988年に設立された。組合設立以来の事業は、生協の物流センター内での作業、ビルメンテナンス、廃棄物収集運搬であるが、コミュニティの再生と持続可能な地域づくりを目指して、事業開発してきた。この成果としては、2000年4月に施行された介護保険法の指定事業所として、通所介護、居宅介護支援、デイサービスなどの事業へと発展した。また、設立以来の事業であるビルメンテナンスも、1998年には、大手化学メーカーとの共同開発で木材の付加価値を高める画期的な工法を導入した。さらに、厨房排水に含まれる油脂やクズなどによる排水口や配水管の詰まりや下水への直接流出を防止する装置の清掃・保守管理の業務で、天然由来の微生物を活用するシステムを開発し、2001年以後、実績を上げてきた。このように同組合の事業は、地域社会における支え合いの仕組みとして機能しているのである。現在では就労困難な人たちにのみならず、多彩な経験、技能、知識を持つ人たちも加わり、同組合自体が笑顔で仲間と暮らせる豊かな地域づくりの基盤となった。

この事例にみるように、組合員一人ひとりが経営責任を自覚して協同して働く場として組合が機能することで、一般的な企業による事業とは異なる優位性を発揮することにつながるのである。と同時に、歴史や伝統、蓄積された技や技術はなくても、組合員一人ひとりが有する個性を活かせる場として組合が機能することで、組合それ自体が地域の優位性を体現する存在になることができるのである。

ハロートレーニング
—— 急がば学べ ——

内容よし！ 講師よし！ コスパよし！
ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練

大好評
リピーター増加中



経験談を交えて
営業について
説明されたのが
よかった

管理図やパレート図の
具体的な書き方や
注意点がよく理解
できた

上司や部下とのより良い
コミュニケーションの
取り方や自分に足りない
ものに気付くことが
できた

受講した社員から、生産・
業務のプロセスの改善、生
産現場の問題解決等に役立
つ内容であったと聞いてお
り、受講してもらってよ
かった。受講後は、生産・
業務のプロセスの改善、生
産現場の問題解決等に活用
している。
(K社・彦根市)

◆生産管理、組織マネジメントなど貴社の生産性向上に

開催日	コースNo	コース名	内 容	実施機関
10/ 14 (木)	013	品質管理実践	品質管理・品質管理活動の進め方／不良・クレームゼロの実践	株式会社日本能率協会 コンサルティング
10/ 15 (金)	S06	フォローアップによる組織力の向上	職場の目標／職場内の関係構築／フォローアップ	パナソニックライフソリューションズ 創研株式会社
10/ 21 (木)	014	購買・仕入れのコスト削減	購買・仕入れ業務の理解とコストの関係／V A 活動による経費削減	パナソニックライフソリューションズ 創研株式会社
11/ 9 (火)	015	成果を上げる業務改善	業務改善と業務の可視化／業務改善手法	株式会社インソース 京都事業所
11/ 10 (水)	S07	中堅・ベテランに求められるコミュニケーション力	職場の課題／求められる役割と能力／アサーティブの基本・関係構築	株式会社日本能率協会 コンサルティング
11/ 16 (火)	016	提案型営業実践	営業スタイル／顧客の問題発見・解決の支援手法／実践的提案のポイント	株式会社インソース 京都事業所
11/ 18 (木) 19 (金)	042	効率よく分析するためのデータ集計 (Excel中級)	データ集約／データ集計／データ集計に役立つ機能	株式会社ビット
12/ 8 (水)	017	管理者のための問題解決力向上	組織の課題と対応策／問題の発見と見える化／解決に向けた取組	パナソニックライフソリューションズ 創研株式会社
12/ 9 (木) 10 (金)	043	相手に伝わるプレゼン資料作成と提案	目的に合わせたスライド作成／資料提案時のポイント	株式会社 東京ナレッジブラン
12/ 16 (木) 17 (金)	044	表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化 (Excel上級)	マクロの基本知識／基本文法／制御文法	学校法人大津文化学園
1/ 19 (水)	018	業務効率向上のための時間管理	タイムマネジメント手法／時間管理とタスク管理	株式会社日本能率協会 コンサルティング
1/ 20 (木)	S08	効果的なOJTの進め方と指導法	人材育成のプロセス／OJTの進め方／現場で活かせる実践的指導法	経営創研株式会社

- 会場
015 : 彦根商工会議所 (彦根市)
042 : キャリアプラザビット滋賀本校 (栗東市)
044 : 国際経営情報専門学校 (大津市)
上記以外 : ポリテクセンター滋賀 (大津市)

- S06、S07、S08の対象
中堅・ベテラン (申込時45歳以上)
45歳未満の方も受講できます。

- 申込方法等
「受講申込書」を当センターホームページからダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、FAXまたはメールでお申し込みください。
(事業主の指示によらない個人受講はできません。)

- 定員
各コース 15名 (先着順)

- 受講料
おひとりさま
3,300円 (税込み)



- 受付期間
開講日2週間前まで。
定員を満たしていない場合は開講日1週間前まで。

受講者数が10名以上の場合は、貴社に講師を派遣しての実施やカリキュラムのカスタマイズもできます。まずはご相談ください。



換気等新型コロナウイルス感染拡大防止策を実施しています。受講の際は、マスク着用・体調管理等ご協力ください。□

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部

ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター

〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町3-13

(担当) 生産性センター業務課

TEL: 077-537-1176

FAX: 077-537-1215

<https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/>

E-mail: shiga-seisan@jeed.go.jp (2021.4.1から)



●滋賀県中小企業団体中央会の会員である組合等に所属する
事業所の代表者・役員・専従家族で、70歳未満の方に限ります。

加入の
ご案内

中小企業者のみなさまのための

傷害共済

小さな掛金で

大きな安心

会費は年額 **8,400円**

加入して
不時の傷害に備えましょう

●1日あたり
〈おひとり〉

約 **23円**



大工・左官・鋳金・瓦工・塗装・鳶・電気工事(高圧線工)・木材伐採・石材採掘・火薬製造および取扱の業種については年額12,000円

●補償の特色は……

会費が割安です。

共済会は利益を目的としていないので、ほかの機関が取扱う保険料と比較しても割安になっています。

私傷についても補償します。

労災保険では「業務上」の災害に限られ、いわゆる私傷には適用されませんが、本会は業務外の私傷も含みますから、いそがしい経営者の皆さんの実態に適合して有利です。

共済会は他の補償と重複しても支払います。

労災保険では同一事由によって他の第3者から補償を受けた時は、その金額を差し引かれますが、本会は他の受給の如何にかかわらず独自にお支払いいたします。

初日分から補償されます。

通院、入院とも初日から補償の対象となります。

補償期間が1ヶ年です。

おケガをされてから1ヶ年ですから、じゅうぶん治療ができます。(但し、補償免責、一部免責の場合あり)

●補償の内容は……

ケガで死亡したとき…… **200万円**

ケガで後遺症が残ったとき……
〈1級～14級〉 **268万円～10万円**

ケガで入院したとき…… **1日/5,000円**
〈但し101日目以降は1日/2,000円〉

ケガで医師の往診を受けたとき……
1回/3,000円

ケガで通院したとき…… **1日/2,000円**

この制度の目的は

中小企業経営者のためにつくられたもので、会員の相互扶助の精神に基づき、お互いに不慮の傷害を共済し、経営の安定と、経済活動の促進をはかろうとするものです。

滋賀県中小企業傷害共済会

〒520-0806 大津市打出浜2番1号

コラボしが21 5F(滋賀県中小企業団体中央会内)

TEL.077-511-1430 FAX.077-525-5537

今回は組合事業の活性化を目指し、セミナーを開催された事例を紹介します。

滋賀県テント・シート工業組合

組合員の持続的な経営に向けて 「新型コロナ禍における経営セミナー」実施

滋賀県テント・シート工業組合（理事長 坂東克邦 氏）では、8月7日(土)、草津市・クサツエストピアホテルにおいて、「新型コロナ禍における経営セミナー」を開催されました。このセミナーは、新型コロナ禍に伴い組合員の経営状況の悪化が懸念されることから、経営状況分析や資金繰りの在り方についての知識を身につけ、持続的な経営の一助となるよう実施されたものです。

セミナーでは、小倉会計事務所 税理士 小倉一訓 氏を講師に迎え、ポストコロナにおける経営の在り方について、金融機関や税理士等と連携し事業改善に取り組むことのほか、SWOT分析やローカルベンチマークなどを利用し自社の強みと弱みを整理することの重要性についての解説が行われました。また、セミナー後の質疑応答と個別相談では、多くの参加者から質問・相談が挙げられるなど、本セミナーの組合員からの関心の高さが伺え、有意義な取り組みとなりました。



セミナーの様子



講師 税理士 小倉一訓 氏

滋賀県産業振興協同組合

中小企業にとってのSDGsを考える 「SDGs社会的課題と企業経営セミナー」実施

滋賀県産業振興協同組合（理事長 北村嘉英 氏）では、9月8日(水)、草津市・クサツエストピアホテルにおいて、龍谷大学 政策学部 深尾昌峰 教授を講師にお招きして「SDGs社会的課題と企業経営セミナー」を開催されました。このセミナーは、組合が創立70周年を機に宣言されたSDGsへの取組みをより推進させることを目的に開催されたもので、社会的課題の解決を柱とした経営方針や商品開発が今後の企業経営にどのように作用するか、組合員のSDGs推進の一助となるよう実施されたものです。

講師の深尾氏は、これまで価格や品質の競争だったものが脱炭素など社会的課題に向き合っている製品であるか否かということが問われ始めており、その取組みが新たな販路の開拓につながると説明されたほか、個別の中小企業では難しい課題の解決も、組織で取組めば解決の糸口が見つかりやすいと、組織化の意義も改めて提案されました。



セミナーの様子



講師 深尾昌峰 氏

従業員も宿泊客も安心を ワクチンの職域接種開始

おごと温泉旅館協同組合

おごと温泉旅館協同組合（理事長 佐藤祐子 氏）では、新型コロナウイルスのワクチン職域接種を7月18日(日)から大津市・びわこ緑水亭を会場として開始されました。この職域接種は、組合員である旅館・ホテルの従業員とその家族、並びに取引業者、約1,050人を対象に実施されたもので毎週日曜日と木曜日の週2回行われ、9月2日(休)にはすべての対象者が2回目の接種を終了する計画で進められました。組合では今回の職域接種を行うにあたり、市内の大規模接種会場を事前に下見してシミュレーションを行うとともに、普段の接客業務のノウハウを活かして、各旅館・ホテルでも担当者を定めて当日の運営にあたりました。組合が一丸となって取り組んだ今回の職域接種は、従業員やお客様の安全・安心につながるだけでなく、自治体が行うワクチン接種と併せ、地域で接種を進めることにより感染防止に貢献するものとなりました。



接種会場



接種の様子

詐欺撃退キャンペーン 「防犯電話」の購入補助

滋賀県電器商業組合

高齢者の電話による特殊詐欺被害が後を絶たない中、滋賀県電器商業組合（理事長 坂口昌弘 氏）では、滋賀県防犯協会と連携して8月1日(日)から、迷惑電話防止機能付きの「優良防犯電話」の購入費を2千円補助する「詐欺撃退キャンペーン」を開始しました。優良防犯電話とは、①呼び出し音が鳴る前に相手に「この電話は迷惑電話防止のため録音されます。」などの警告音が流れる、②通話内容を自動録音する、③非通知や未登録の番号からかかってきた電話を拒否する等の機能を備えるもので、キャンペーンは全国防犯協会連合会が推奨しているものが対象です。希望者は、県内の組合加入協力店を通じて購入申請ができます。協力店が、使い方や機能を説明したうえで設置してくれるのも高齢者にとって大きなメリットとなっています。キャンペーンは、申込みが200台に達した時点で終了予定です。詳しくは県電器商業組合のHPをご覧ください。

→組合HP【<https://shiga-ds.com/>】



店頭に並ぶ優良防犯電話（坂口テレビサービスにて）



理事長 坂口昌弘 氏



商工中金の 中小企業組合支援

個々の企業では解決できないさまざまな課題に、連携して対応する中小企業組合。商工中金は、1936年の設立以来、一貫して組合・組合員の価値向上に取り組んでいます。これまでも、これからも、商工中金は、組合運営のフォローや補助金等の情報提供、ご融資を通じて、組合が手がけるさまざまな共同事業の円滑な発展をサポートしていきます。

商工中金は、経営の総合支援パートナーへ。

大津支店 〒520-0047 大津市浜大津1-2-22
彦根支店 〒522-0073 彦根市旭町9-3

TEL:077(522)6791
TEL:0749(24)3831



人を思う。未来を思う。

商工中金